

小机小学校いじめ防止基本方針

令和4年4月更新

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

①いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

小机小学校では、「当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」は「いじめである」との共通理解のもと、いじめの早期発見や解決に向けて真摯に取り組んでいく。また、いじめ認知は、特定の教職員のみによることなく、2①にある「いじめ防止対策委員会」を活用し組織的に行う。

【具体的ないじめの態様】

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

②いじめを防止するための基本的な方向性

いじめを未然に防止するために、授業や学校行事の中で、どの児童も落ち着ける場所をつくりだし、自己存在感や充実感を感じられる授業作りや集団作りを進める。また、いじめの早期発見、早期対応ができるように、日頃から教職員が児童を観察し、小さなサインを見逃さないようにし、児童が困った時には相談できる体制を整えておく。さらに、子どもたちの悩みに丁寧に対応するために、日頃から家庭や地域、関係機関との連携に務める。

③学校いじめ防止基本方針の目的

いじめ防止等の対策に関する理念のもと、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を自覚し、主体的かつ相互に協力しながらいじめ問題への対策を進め、学校いじめ防止基本方針を定めることにより、地域社会全体でこどもの健全育成を図り、いじめのない学校の実現をめざす。

2 組織の設置及び組織的な取り組み

①「いじめ防止対策委員会」の設置

組織の構成員は管理職・養護教諭、専任教諭、各学年主任及び、必要に応じて学年教諭、心理や福祉等の専門家の参加を求める。

②「いじめ防止対策委員会」の役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割。
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割。
- ・いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割。
- ・いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核機関。

③年間計画

月	主な活動
4	年間計画の検討 人権教育推進計画提案・検討
5	年間計画の作成 児童についての情報共有 1回目Y-Pアセスメント 「教員による学級風土チェック」 「子どもへのアンケートによるY-Pアセスメントシート」のアンケート調査
6	支援検討会（Y-Pアセスメントの分析） 教育相談の実施 リハセンターによるコンサルテーション
7	支援策や指導プログラムを実施 保護者面談
8.9	いじめに関する職員研修 人権週間取組検討
10	児童についての情報共有
11	人権週間 2回目Y-Pアセスメント 「教員による学級風土チェック」 「子どもへのアンケートによるY-Pアセスメントシート」のアンケート調査
12	いじめ解決のためのアンケート調査 支援検討会（Y-Pアセスメントの分析） 保護者面談
1	支援策や指導プログラムを実施
2	年度末反省 児童についての情報共有（学級編制に向けて）
3	次年度に向けて、課題・活動計画の検討

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

①いじめの防止

○学年チームで学びを充実

中学年以上で教科担任制を導入して、複数の教員がクラスの指導に当たる。各教員は自分のクラスの児童だけでなく、学年の児童一人ひとりについて理解を深め、子ども達の生き生きとした発想や感覚を表現する活動を導き出すよう努める。

○たてわり活動の充実

主体的に児童が参加・活動できるたてわり活動を推進する。たてわり活動の充実を図るため、学期ごとのめあてや主な活動のめあてを明確にする。例えば運動会では、低中高別の学年のめあてを明確にして、どの学年の児童も進んで活動できるようにする。また、活動の振り返りを行うことで今後の自分の成長につなげられるようにする。

○「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用

横浜市教育委員会が作成した「教員による学級風土チェック」と「子どもへのアンケートによるY-Pアセスメントシート」のデータをもとに、学年会や複数の教員による支援検討会を行い、子どもの社会的スキルの育成状況を把握して支援策や指導プログラムを年2回実施する。

○総合リハビリテーションセンターによるコンサルテーションの実施

外部の専門家に授業の様子や子ども達の実態を見てもらい具体的なアドバイスを得て、児童理解を深め指導に生かす。

○小机スタンダードの実施

学校生活の基本的なルールやマナーを示して、どのクラスでも、どの学年でも、同じ約束で取り組み、ささいな行為や約束の乱れから、いじめのきっかけとなるトラブルが生じないようにする。

○思いやりのある言葉づかいやあいさつ運動

ふわふわことばをクラスで増やす取組を行う。各クラスで思いやりのある言葉づかいを決めて、みんな意識してつかう。また、児童会が中心となってたてわり班であいさつ運動を行う。思いやりのある言葉づかいが増えたり、児童が互いにあいさつを交わしたりすることで、学校に来るのが楽しいと感じられる学校づくりを今後も進める。

②いじめの早期発見

○教職員による日頃の観察と情報の共有

いじめを早期発見できるように日頃から教職員が児童を観察し、小さなサインを見逃さないように努める。また、学年研究会、子ども支援委員会に加え、月1回の職員会議で児童の情報を共有する。学年研等で話題に上がった情報については、いじめ対策委員会（月1回定期）で共有し、職員全体で共有していくようにする。

○関係機関との情報共有

放課後キッズクラブ、学童、家庭での様子についても情報収集に努め、連絡を密に取りながら児童の小さな変化に気づけるようにする。

○アンケートの実施

年2回のY-Pの生活アンケート調査、学校づくりに関するアンケート調査、さらに全市統一のいじめ解決のための生活アンケートを実施していじめを把握する。それと同時に、教職員やはまっこによる見守りシートをもとにいじめの早期発見に努める。

○校内相談体制の整備

学校には、学級、学年担任はもちろん、専科教員、養護教諭、専任教諭等の様々な立場の教職員がいて児童や保護者の相談に当たる。また、定期的に学校カウンセラーが来校して専門的な立場で相談に当たる。スクールカウンセラーの来校日は学校便りや学年便りで周知を図る。

③いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、「いじめ防止対策委員会」を中核として速やかに対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。早急に対応が必要だと判断した場合には、授業中でも問題への対応を優先することもある。被害児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童の状態にあわせた継続的なケアを行う。加害児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応

じた継続的な指導及び支援を行う。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携の下で取り組む。

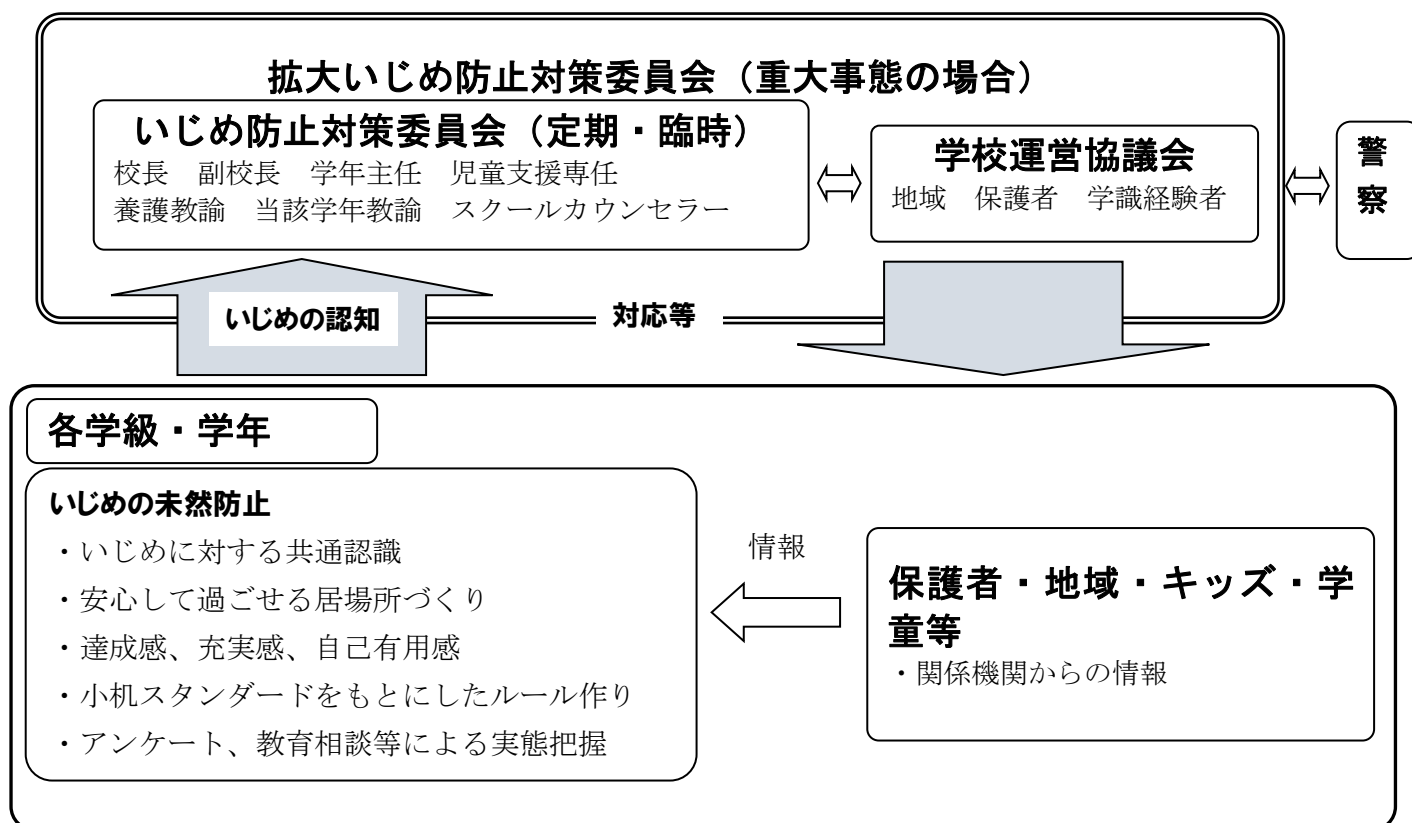
なお、いじめが犯罪行為にあたりと認められる場合や児童の生命、身体または、財産に重大な被害生じる場合などは、直ちに警察に通報して、被害児童を守る。その際は、学校で適切な指導・支援を行い、被害者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応していく。

④ 研修等の実施

- 研修を年間計画に組み入れる。
- 専任会等での事案検討の資料等を使用して校内で話し合いを行う。

⑤ 学校・家庭・地域連携事業等の活用

○いじめの対応で学校の指導等の取組だけでは解決が難しい場合は「学校運営協議会」や城郷中学校区学校・家庭・地域連携事業と連携して適切に対応する。



4 重大事態への対処

① 重大事態の報告

重大事態と思われる案件が発生した場合は、直ちに教育委員会に報告する。

② 重大事態の調査・報告

「いじめ防止対策委員会」を中核として、直ちに対処するとともに、再発防止も視点においた「調査」を実施する。調査結果を教育委員会に報告する。

③ 児童生徒・保護者への報告

いじめを受けた児童生徒や保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係を必ず報告する。

5 その他

必要があると認められる際には、学校基本方針を改定し、あらためて公表する。